

諸外国における高レベル放射性廃棄物処分手業に関連する地域振興策の比較

国名	処分サイト： ①サイトの地理的特性 ②サイトの社会環境特性 ③近郊での原子力関連施設等の有無	地域振興策（地域のベネフィット）	
		法的枠組（交付金や優遇税制等）	実施主体や廃棄物発生者等の取組
フィンランド	オルキルオト（ユウロヨキ自治体） ①沿岸部（島） ②農業、林業、加工業、サービス産業が主要産業、自治体の人口は約6,000人 ③原子力発電所、中低レベル放射性廃棄物処分場	・固定資産税：通常施設の税率0.5～1.0%に対して、原子力施設の場合に上限2.85%とする優遇措置。（立地自治体に対する上記以外の恩恵を法的には認めていない）	・ボシヴァ社の移転 ・ボシヴァ社による旧高齢者用住居施設の賃借・改装（事務所として利用、会議室などを一般にも開放） ・新しい高齢者用住居施設建設のための自治体への貸付
スウェーデン	以下の2箇所より選定予定 ●オスカーシャム自治体 ①沿岸部：75%が森林 ②造船、農・林業から、工業とエネルギー産業へ。 ③原子力発電所、使用済燃料集中中間貯蔵施設 ●エストハンマル自治体 ①沿岸部：71%が森林 ②漁業／造船、鉄／鉄鋼、農業から、原子力発電事業等へ。 ③原子力発電所、中低レベル放射性廃棄物処分場	・自治体が行う情報提供活動に要する費用支出：自治体当たり年間500万スウェーデンクローネ（6,000万円）。	エストハンマル自治体、オスカーシャム自治体、SKB社、原子力発電事業者4社の計7者間で、2自治体の開発に関する協力協定を締結（2025年までに総額20億スウェーデン・クローネ（約240億円）の付加価値事業を実施、オスカーシャム75%、エストハンマル25%）
フランス	サイトは未定（ムーズ県／オート＝マルヌ県境のピュール地下研究所近傍より選定される予定） ①内陸部の段丘地 ②農畜産業中心の非人口密集地域 ③無し	・地域振興策実施のために、施設設置県に公益事業共同体（GIP）を設置：地域主導の柔軟な制度。農業・観光事業活性化等の地域振興に以下の資金を活用。 －2000年～2006年：年間約915万ユーロ（約10.1億円） －2007年～2009年：年間2,000万ユーロ（22億円） －2010年以降：年間3,000万ユーロ（33億円）	・廃棄物発生者（EDF、AREVA、CEA）による取組：地元雇用創出のためのプロジェクトの実施（省エネ設備の戸別設置支援、次世代バイオマス燃料生産のための木材ガス化の開発・生産施設設置等） ※ピュール地域を将来のエネルギー基幹都市として位置付けた取組を実施
米国	ユッカマウンテン（ネバダ州） ①ラスベガス北西約160kmの砂漠地帯 ②ネバダ核実験場に隣接する連邦政府所有地 ③核実験場、エネルギー省（DOE）の低レベル放射性廃棄物処分場	・地域が行う情報提供活動等に対する補助金の交付：2000年までに約2億ドル（約170億円）の支給。 ・事業及び不動産に対する課税相当額の地元への支払：2000年までに約5,500万ドル（約47億円）の地元への支払。 ・立地を受入れた州との契約に基づいて、州に年間1,000～2,000万ドル（8億5,000万～17億円）の使用目的が制限されていない資金を提供。	（左記以外に地域振興策はない）
スイス	（サイトは未定）	地域振興を目的とする法的枠組みはないが、サイト選定手続などを定めた特別計画「地層処分場」は、サイトの確定後に交付金について検討することを規定。	（現段階では未定）
ドイツ	ゴアレーベン（ニーダーザクセン州）：再検討予定 ①内陸のエルベ川沿岸 ②非人口密集地域。隣接に放射性廃棄物関連施設。 ③中間貯蔵施設（使用済燃料、ガラス固化体、他）	（地域振興を目的とする法的枠組みはない）	・連邦とニーダーザクセン州との協定に基づき、連邦から当該州へ補助金支給 －1979年の協定：1979年～1988年にかけて合計3億2,000万マルク（約180億円） －1990年の協定：1990、91年に各3,000万マルク（約17億円）
日本	（サイトは未定）	・電源三法交付金制度： 文献調査に応募した市町村及びその周辺地域に対し、年間10億円（期間内交付金総限度額20億円） 概要調査地区に対し年間20億円（期間内交付金限度額70億円） 精密調査以降については今後検討	・最終処分施設建設までに原子力発電環境整備機構（NUMO）の本拠の地元への移転 ・地域からのNUMO職員の雇用及び事業への地域産業の活用

【フランスにおける地域振興策の例】



GIPによる地域振興事業例
（GIP報告書より引用）



廃棄物発生者による地域振興事業例（木材ガス化プラント）
（EDF報告書より引用）